

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の人口は、平成27年をピークに減少し続けており、年齢別人口割合では令和6年4月1日現在、15～64歳までが55.8%を占めており、65歳以上が33.1%となっている。

また、産業別就業人口を推計すると、特に第1次産業従事者の減少が進むことが想定され、人口減少とともに地域経済の縮小も懸念されることから、産業基盤の強化の創出につながる取組が求められている。

工業の事業環境では、新型コロナウイルス感染症の発生を契機とした情勢の変化や、グローバル競争の激化といった構造変化を背景に厳しさを増しており、市内の中小事業者は、受注減少や価格競争激化等の問題に直面している。那珂市工業を取り巻く環境の厳しさも同様であることから、「企業の経営基盤の強化」や「工業集積の形成」を図り、那珂市工業の「価値」を高めることで、まちの活力を維持・発展していかなければいけない。

当市は、工業が集積する日立市、ひたちなか市に隣接し、技術の高い中小企業が存在し、常磐自動車道那珂ICに近接する等、立地上の強みがある。

また、市内にある国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂フュージョン科学技術研究所は、世界有数の原子力研究の拠点である。原子力研究機関やつくば市の研究機関と、那珂市、日立市、ひたちなか市の産業集積、支援機関などが連携し、県北地域、そして茨城県のものづくり産業の発展に貢献していくことが期待される。

そのほか、日立製作所関連企業との取引関係にある中小企業が多く存在することから、最近の内需縮小傾向を受け、「新たな販路拡大」「後継者などの人材育成」の支援を望む事業者が多くなっているが、経営者の高齢化の進行に伴い、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越える必要があるため、生産性の向上が不可欠となっている。

(2) 目標

中小企業の人材関連の悩みは、少子高齢化を背景に今後さらに深刻化することから、人材確保、人材教育も重要となり、採用・教育に関する機会場の場や情報提供が必要である。

今後は、業務拡大や人手不足を解消するために、業務効率の改善が重要となることから、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、事業者の労働生産性の飛躍的な向

上を図り、計画期間中に10件の先端設備等導入計画認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越える必要があるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、平野部広域に立地しており、日立港、常陸那珂港に近接し、常磐自動車道那珂ICを有する高い利便性がある。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、那珂市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、工業が集積する日立市、ひたちなか市に隣接し、技術の高い中小企業が存在しているが、経営者の高齢化の進行に伴い、事業所数は年々減少傾向にある。老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種・事業は、全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・市税等の滞納している者は、認定の対象としない。

・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。